

高尾台町会除雪機使用管理規定

平成 22 年 12 月 12 日 制定

第 1 条（趣旨）

この規定は、認可地縁団体高尾台町会所有の除雪機（以下「除雪機」という）、の使用と管理に関して必要な事項を定める。

第 2 条（使用目的）

積雪により、町会員の生活に支障をきたす場合及び町内の通学路の確保に支障をきたす場合に使用することを目的とする。

第 3 条（管理）

除雪機の円滑適正な管理に関しては、町会長が責任をもって行い、除雪委員はこれを補助する。

第 4 条（使用者）

除雪機を使用できる者は、町会員に限る。

第 5 条（使用区域）

使用区域は、高尾台町会会則第 3 条に定める区域内とする。

第 6 条（使用負担）

第 5 条の区域内にある公道の除雪を行う場合は負担なし。町会員の私有地を除雪する場合は燃料費相当額を負担するものとする。

第 7 条（使用者の遵守事項）

使用者は、善良なる管理者の注意義務を負い、盗難防止に留意し、使用の一切における秩序を維持するものとする。

第 8 条（損害賠償）

使用者が、除雪機を毀損し、又は滅失した場合には、その損害を賠償させる事ができる。

第 9 条（使用者責任）

使用者は、自己の責任により使用にあたり使用中に発生した一切の事故の責任を負う。

第 10 条（保管場所）

除雪機の保管場所は、高尾台町会会館及び高尾台防災会・防災倉庫とする。

第 12 条（燃料費・保守点検費用・使用負担金）

除雪機に関する保守点検費・燃料費は、役員会の決議により除雪積立金より支出する。

使用負担金は、除雪積立金に収納する。

第 13 条（任意保険）

町会は、除雪機の使用による事故を対象とする任意保険に必ず加入しなければならない。

保険料は、役員会の決議により除雪積立金より支払うものとする。

第 14 条（盗難保険）

町会は、除雪機の盗難に備え盗難保険に加入することが出来る。

保険料は、役員会の決議により除雪積立金より支払うものとする。

第 15 条（使用申込）

使用希望者は、使用日前日までに高尾台町会会館備付の「除雪機使用申込書」に必要事項を記入し町会長に提出する。

第 16 条（使用許可）

町会長は、申込書の記入内容が管理使用規定に適合していることを確認し「除雪機使用台帳」に記載し負担の有無を決定の上「許可書」を発行する。

第 17 条（受渡方法）

町会長は、使用を許可した場合、使用者に対し「許可書」、除雪機、除雪機鍵の受渡方法を通知する。受渡場所は、保管場所に限定する。

第 18 条（使用時間）

使用時間 午前 7 時より午後 9 時。 当日中に必ず返却し保管場所に格納すること。

第 19 条（使用開始および終了）

保管場所にて引き渡した時を開始とし、返却・保管場所格納完了を終了とする。

第 20 条（使用者負担）

使用者は、負担ありで許可を得た場合、除雪機返却時に燃料を使用前の状態にする。

但し、返却時に燃料を使用前の状態にすることが不可能な場合は、町会にて給油しその費用を総会計より使用者に対し請求する。

第 21 条（規定の改定）

この規定の改定は、役員会の決議により行うことができる。

附 則

この規定は、平成 22 年 12 月 12 日から施行する。

付 表

- ①除雪機使用申込書
- ②除雪機使用台帳
- ③除雪機使用許可書